総務・政策・企業常任委員会

◎　開催日時　　平成30年３月14日（水）　９時59分～12時23分

◎　開催場所　　第一委員会室

◎　説 明 員　　総合政策部長、総務部長、企業庁長および関係職員

◎　議事の概要

【総合政策部所管分】

１　付託議案

（１）議第54号　平成29年度滋賀県一般会計補正予算（第10号）のうち総合政策部所管部分について

［結果］　賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

【企業庁所管分】

２　付託議案

（１）議第68号　平成29年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第２号）

［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第69号　平成29年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第２号）

［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【総務部所管分】

３　付託議案

（１）議第54号　平成29年度滋賀県一般会計補正予算（第10号）のうち総務部所管部分について

委員からは、一般会計予算全体で100数十億円の減額になることについては、県民に対して、丁寧に説明責任を果たしていただく必要があり、次年度以降、支出と資産の管理も含めて、くれぐれも緊張感を持った取り組みをお願いしたい、などの意見が出された。

［結果］　賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第55号　平成29年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）

［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（３）議第61号　平成29年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第１号）

［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（４）議第 64 号　平成 29 年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第１号）
［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（５）議第 65 号　平成 29 年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第１号）
［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（６）議第 66 号　平成 29 年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第１号）
［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（７）議第 71 号　滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（８）議第 74 号　損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて
委員からは、結果的に、内部の業務管理の不徹底が県の瑕疵につながり、県民からの貴重な税金を投入することに至ったことから、今回の事案の重大性を十分に認識し、今後、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止に向け、組織としての取り組みを徹底するべきである、この機会に、県が所有および借りている土地、建物の状況をきちんと公にすることにより、今後、慎重な取り扱いとなり、適正な管理につながると思うので、そうした一覧を作成し公にするべきである、などの意見が出された。
［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（９）議第 77 号　県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて
［結果］　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（10）諮第１号　退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について
［結果］　全員一致で知事の裁決案を適当と認めるべきものと決した。

４　委員長報告
委員長に一任された。

委員会で配付された資料

１　平成29年度２月補正予算案　主な事業概要　総合政策部

２　平成 29 年度２月補正予算　主な事業概要　企業庁

３　平成29年度２月補正予算案　主な事業概要　総務部

４　議第 74 号　損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

５　議第 71 号　滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

６　議第 77 号　県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて